

防官情第3007号

15 . 3 . 26

一部改正16 . 3 . 29

一部改正18 . 3 . 24

一部改正18 . 7 . 31

一部改正18 . 12 . 27

一部改正19 . 3 . 28

一部改正19 . 8 . 30

一部改正21 . 7 . 31

一部改正23 . 9 . 1

一部改正27 . 10 . 1

一部改正令和元年5月10日

一部改正令和3年3月17日

一部改正令和3年4月 1日

一部改正令和5年6月28日

長官官房長
各局長
各防衛参事官
施設等機関の長
各幕僚長殿
統合幕僚会議議長
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

事務次官

防衛情報通信基盤事業検討会議設置要綱及び防衛情報通信基盤運用・維持管理調整会議設置要綱について（通達）

標記について、別紙第1及び別紙第2のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙第1及び別紙第2

防衛情報通信基盤事業検討会議設置要綱

(設置)

第1 防衛情報通信基盤（D I I : Defense Information Infrastructure）の整備について必要な検討を行い、事業を円滑に推進するため、防衛省に防衛情報通信基盤事業検討会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2 会議は、議長及び委員をもって組織し、議長は、整備計画局サイバー整備課長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。

防衛大学校総合情報図書館事務長

防衛医科大学校事務局総務部企画課長

防衛研究所企画部総務課長

統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課長

統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課長

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長

海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長

航空幕僚監部防衛部事業計画第二課長

情報本部計画部長

防衛監察本部総務課長

防衛装備庁長官官房総務官

防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）

2 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第3 議長は、会議を招集し、会務を総理する。

2 議長に事故があるときは、そのあらかじめ指名する委員が、議長の職務を行う。

3 議長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、調査又は検討のため、資料の提出等の協力を求めることができる。

4 前項の要求があった場合には、関係部局は、これに応じ、協力するものとする。

(作業部会)

第4 会議に作業部会を置く。

2 作業部会は、会議に付議する事項に関し、あらかじめ調査審議を行う。

3 作業部会は、議長の指名する幹事及び部会員をもって構成する。

- 4 幹事は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、調査又は検討のため、資料の提出等の協力を求めることができる。
- 5 前項の要求があった場合には、関係部局は、これに応じ、協力するものとする。

(庶務)

第5 会議及び作業部会の庶務は、整備計画局サイバー整備課長において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

防衛情報通信基盤運用・維持管理調整会議設置要綱

(設置)

第1 防衛情報通信基盤（D I I : Defense Information Infrastructure）の維持管理及び運用に関する調整を実施するため、防衛省に防衛情報通信基盤運用・維持管理調整会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2 会議は、議長及び委員をもって組織し、議長は、統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。

整備計画局サイバー整備課長

防衛大学校総合情報図書館事務長

防衛医科大学校事務局総務部企画課長

防衛研究所企画部総務課長

統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課長

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長

海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長

航空幕僚監部防衛部事業計画第二課長

情報本部計画部長

防衛監察本部総務課長

防衛装備庁長官官房総務官

防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）

2 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第3 議長は、会議を招集し、会務を総理する。

2 議長に事故があるときは、そのあらかじめ指名する委員が、議長の職務を行う。

3 議長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、調査又は検討のため、資料の提出等の協力を求めることができる。

4 前項の要求があった場合には、関係部局は、これに応じ、協力するものとする。

(作業部会)

第4 会議に作業部会を置く。

2 作業部会は、会議に付議する事項に関し、あらかじめ調査審議を行う。

- 3 作業部会は、議長の指名する幹事及び部会員をもって構成する。
- 4 幹事は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、調査又は検討のため、資料の提出等の協力を求めることができる。
- 5 前項の要求があった場合には、関係部局は、これに応じ、協力するものとする。

(庶務)

第5 会議及び作業部会の庶務は、統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月27日から施行する。